2015年度　東京工業大学
メディアと民主主義　第12回
メディア論の考え方と視座⑥

2016年1月8日（金）

担当者：西田亮介

ryosukenishida@gmail.com

※1月22日（金）は休講です　etc

- **1月22日（金）は休講**です。別途、教務システムからも休講の情報を入れてもらいますので、間違えないようにしてください。

- また**1月25日（月）**は、「社会と民主主義」と合同でゲストレクチャーを行います。**月曜5-6限に、西3号館7階307**にて、パブリック・アフェアーズを手掛ける（株）マカイラの工藤郁子さんに講演＆質疑応答をお願いすることになりました。教室のキャパの問題がありますので、詰めて着席するようにしてください。

- 他の時間割等がある人は、そちらを優先してもらって結構ですが、加点できるように、感想を書ける用紙を配布します。

最終課題

- メディアと民主主義の関係について、1冊以上の書籍を題材とし、1.)内容の要約 2.) その書籍の議論のなかで、とくに気になった論点を3つ以上、理由とともに、提示し、3.) メディアと民主主義の今後の展望について、自らの議論を展開せよ。

- 文字数: 4000字程度。また適宜、題材とした資料以外の参考文献等にも言及し、引用の際には適切に引用を行い、最後に参考文献リストを設けること。

- 締切: 1月30日（土）朝8:00までにOCWiにて提出。PC不調等がないように、余裕をもって締切順守で提出すること。

- 剽窃、不正については学内ルールに則り、厳しく対処する。

中間課題

- メディアが現代の政治や民主主義に影響を与えたと思われる事例を、ひとつ以上取り上げ、1.) 事例概要の紹介（自分の言葉でまとめること）、2.) その事例を取り上げた理由と、展望、議論等を展開して論じよ。

- 文字数: 2000字程度

- 締切: 12月28日（月）朝8:00までにOCWiにて提出。PC不調等がないように、余裕をもって締切順守で提出すること。

- 剽窃、不正については学内ルールに則り、厳しく対処する。

今週のグループワーク

- 各グループで、配布資料に関して、以下をとりまとめ報告する。
  - 今日の配布資料にもとづき、NHKの問題をどのように捉えるか、各グループで論じよ。

参考資料①

- NHK・・・放送法が定める特殊法人。25のスタジオを持ち、予算規模約200億円で推移する、日本最大の放送局。開局1925年、テレビ地上派放送1953年。公共放送（「公共放送とは営利を目的とせず、国家の統制からも自立して、公共の福祉のために行う放送」）を提供（NHK「よくある質問」http://www.nhk.or.jp/faq-corner/01nhk/01/01-01-02.htm より引用）。

  - 第三章　日本放送協会
  - 　　第一節　通則
  - （目的）
  - 第十五条　協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。
  - （法人格）
  - 第十六条　協会は、前条の目的を達成するためにこの法律の規定に基づき設立される法人とする。

（「放送法」より抜粋）

（平成27年度）			
	職員数 （人）	平均年齢 （歳）	平均勤続年 （年）
男　性	8,634	41.8	18.8
女　性	1,608	37.5	12.8
全　体	10,242	41.1	17.8

NHKの職員の現況。NHK「よくある質問」（http://www.nhk.or.jp/faq-corner/01nhk/05/01-05-05.htm）より引用

参考資料②

- （業務）
- 第二十条　協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。一　次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。イ　中波放送
- ロ　超短波放送
- ハ　テレビジョン放送
- 二　テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法 の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。
- 三　放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。
- 四　邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。
- 五　邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

（「放送法」より抜粋）

参考資料③

- 第六節　受信料等
- （受信契約及び受信料）
- 第六十四条　協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。
- ２　協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
- ３　協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- ４　協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。

（「放送法」より抜粋）

参考資料⑤

- NHKと国会同意人事

  - 第三節　経営委員会
  - （経営委員会の設置）
  - 第二十八条　協会に経営委員会を置く。

  - （委員の任命）
  - 第三十一条　委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。この場合において、その選任については、教育、文化、科学、産業その他の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮しなければならない。
  - ２　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。
  - ３　次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

（「放送法」より抜粋）

Ex.) 椿事件

- 椿事件
  - 1993年総選挙期間中に自民党以外の政権樹立を促す報道を行った事と当時のテレビ朝日 の報道局長であった椿貞良が日本民間放送連盟の会合の中で報道を正当化する発言をして証人喚問を受けた。
  - テレビ朝日の放送免許取り消し処分が検討された事件であった。実際に偏向報道が行われたことも認めたが、組織としての関与は否定。
  - テレビが政治的な影響を国民に与え得る事例として重要であり、その事実は広く知られている。

メディア論とメディア研究

- 総力戦体制の下で、著しい発展。
  - 国家による動員欲求／理解・分析・手法の発展 → 対抗の論理の発展 → 民間活用による顕著な発展 → 情報環境、メディア環境の激変…
  - メディアの発展と共進化するメディア論
    - 弾丸効果仮説（皮下注射モデル）／「コミュニケーションの二段階の流れ」仮説／カルチュラル・スタディーズ／新しい強力効果仮説／**マスメディアの議題設定機能**／「沈黙の螺旋」理論／知識ギャップ仮説／メディア・リテラシー／プライミング／集団分極化(group polarization)…
  - 正常化仮説と変化仮説。

弾丸効果説／皮下注射説

- 総力戦体制下の情報発信とそれに基づく国民の動員に対する政治の欲求
- 情報の転写と移転
- 実現可能性に対する疑義

「世論」と「輿論」

- 「世論」と「輿論」
  - Popular Sentiments／Public Opinion
  - 後者は当用漢字に割あてられず。
  - 大正期までは明確な使い分けがなされた。

※ 佐藤卓己，2008，『輿論と世論――日本的民意の系譜学』.

ジャーナリズムとはなにか

- 誰が担うのか。
- どのようにして実践されるのか。
- ジャーナリズム自体はどのようにして監理されるのか。
- 「第4の権力」「Watchdog」
  - ウォーターゲート事件（1972年）:
    - ボブ・ウッドワード＆カール・バーンスタイン『大統領の陰謀』
  - ロッキード事件（1976年）
  - リクルート事件（1988年）

- インターネット時代にもジャーナリズムは「可能」か。